

# 第1部

---

## 計画の基本

# 1 計画の位置づけ

## (1) 法律上の位置づけ

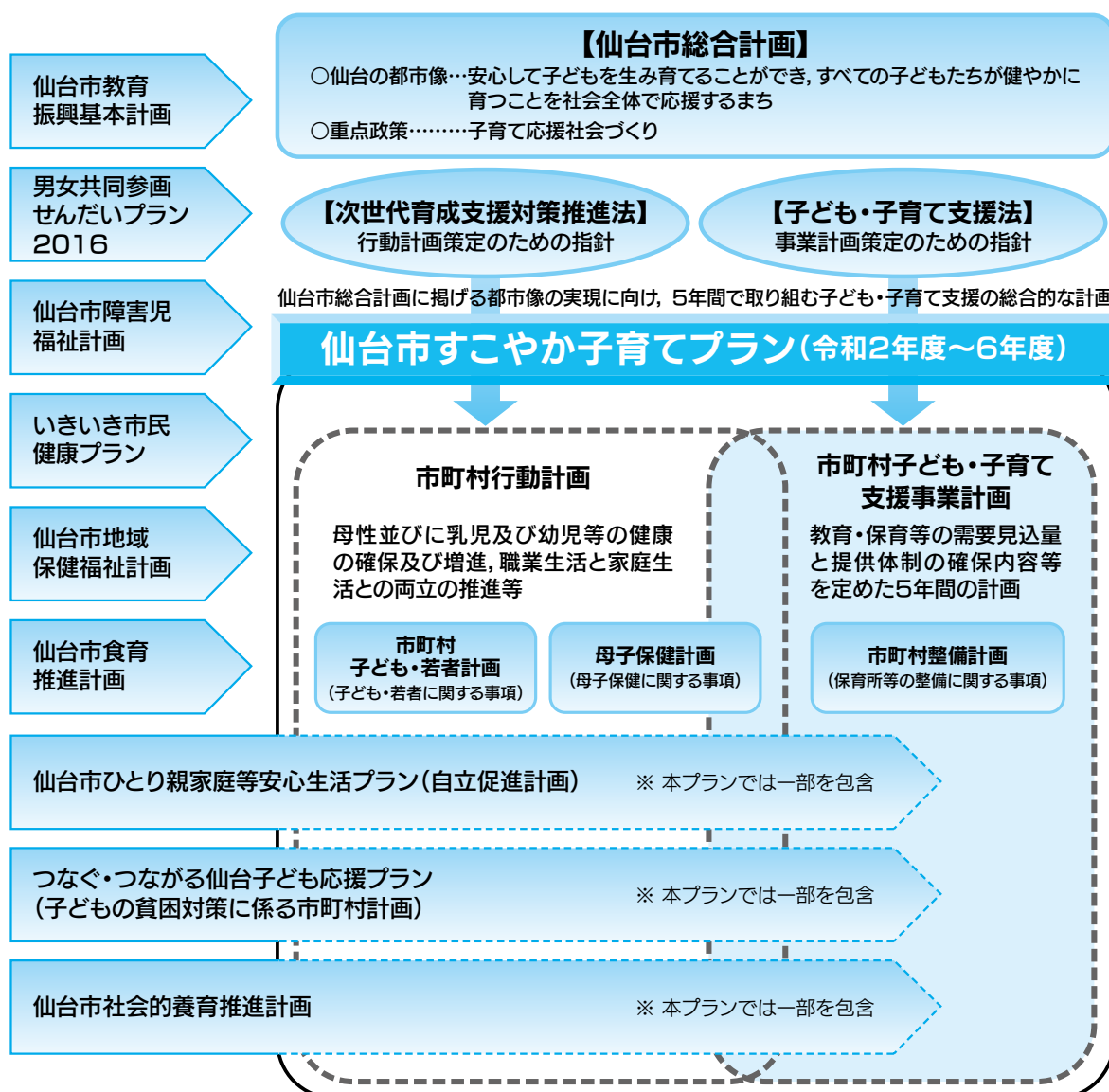
子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の双方の計画を一体のものとして策定します。

また、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」、母子保健の主要な取り組みを提示する「健やか親子21（第2次）」で示された課題等を基本として策定する「母子保健計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」の一部を包含し、その推進を図ります。

## (2) 本市の他計画等との位置づけ

仙台市総合計画を上位計画とし、関連する他の計画との整合を図りながら、子どもの育ちと子育て支援に関わる事業に体系的に取り組みます。

【イメージ図】 本市の他計画等との位置づけ



## 2 計画の範囲

計画の範囲は、子ども及び子育て家庭と、これらを取り巻く地域社会とします。

## 3 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」が、5年を一期として策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、計画期間の5年目にあたる令和6年度中に、次期計画を策定します。

## 4 計画の推進

子どもと子育て家庭に関する施策は、広汎な分野にわたることから、幼稚園や保育所、認定こども園などの子どもに関わる施設・事業者や庁内関係部局と連携を密にして施策を展開するとともに、多様化するニーズへの的確な対応のため、家庭や地域、企業などの相互の連携・協力を図りながら、計画を推進します。

実効性のある取り組みを進めるため、「仙台市子ども・子育て会議」\*において、計画の進捗状況の点検や評価を実施し、毎年、その結果を公表します。

また、社会・経済情勢や市民ニーズの変化、国における新たな施策などに的確に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを実施することとします。

\*子ども・子育て支援法の規定に基づき設置される合議制の機関で、本市における今後の子ども・子育て支援施策や同法に定める事項について意見を述べるとともに、当該施策の実施状況について評価等を行う。